

## 香川縣市町村職員退職者連盟規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、香川縣市町村職員退職者連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(目的)

第2条 連盟は、会員相互の親睦と経済的向上の発展を図るとともに、地方自治に協力することを目的とする。

(所在地)

第3条 連盟の事務所は、高松市福岡町二丁目3番4号ホテルマリパレスさぬき内に置く。

(会員)

第4条 連盟の会員は、次の各号のいずれかに掲げる者で、連盟の趣旨に賛同し所定の加入手続きを行ったものとする。

- (1) 香川縣市町村職員共済組合の組合員(以下「組合員」という。)若しくは組合員であった者(職員でなくなった日又はその翌日に再び職員となる場合を含む。以下同じ。)又はその者の遺族で、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)の年金受給資格を有するもの(以下「年金受給権者」という。)
  - (2) 組合員であった者のうち60歳以上の者で、年金受給権者となる見込みであるもの
  - (3) その他連盟の目的達成のため会長が必要と認めた者
- 2 前項第2号に掲げる者(以下「2号会員」という。)又は同項第3号に掲げる者(以下「3号会員」という。)が同項第1号に掲げる者(以下「1号会員」という。)であるときは、1号会員としてこの規約を適用する。

(加入及び脱退)

第5条 連盟に加入又は脱退をしようとする者は、書面で会長に届け出なければならない。

### 第2章 事業

(事業)

第6条 連盟は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦と協同和合の精神の養成に関すること。
- (2) 会員の経済的向上に関すること。
- (3) その他必要と認められる事業

### 第3章 役員の構成等

(役員)

第7条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 3人
  - (3) 理事(会長及び副会長を含む。) 12人
  - (4) 監事 2人
- 2 会長は、理事の互選により選定する。
- 3 副会長は、次の表に掲げる選挙区からそれぞれ1人を、当該選挙区における理事の互選により選定する。ただし、会長が所属する選挙区にあつては、副会長を選定しないものとする。

| 選挙区 | 支部                                       |
|-----|------------------------------------------|
| 第1区 | 高松市                                      |
| 第2区 | 丸亀市、坂出市、観音寺市                             |
| 第3区 | 善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市                      |
| 第4区 | 土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町 |

- 4 理事は、総会において、次の表に掲げる支部の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる人数を、支部の区分における代議員の互選により選任する。

| 支部の区分 | 人数 | 支部の区分 | 人数 |
|-------|----|-------|----|
| 高松市   | 2人 | 土庄町   | 1人 |
| 丸亀市   | 1人 | 小豆島町  |    |
| 坂出市   | 1人 | 三木町   | 1人 |
| 善通寺市  | 1人 | 直島町   |    |
| 観音寺市  | 1人 | 宇多津町  |    |
| さぬき市  | 1人 | 綾川町   |    |
| 東かがわ市 | 1人 | 琴平町   | 1人 |
| 三豊市   | 1人 | 多度津町  |    |
|       |    | まんのう町 |    |

- 5 監事は、総会において、次の表に掲げる選挙区からそれぞれ1人を、当該選挙区における代議員の互選により選任する。ただし、監事は、前項に規定する理事を兼ねることができない。

| 選挙区 | 支部                                                      |
|-----|---------------------------------------------------------|
| 第1区 | 高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市                                   |
| 第2区 | さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町 |

- 6 役員に欠員が生じたときは、第2項から前項までの規定にかかわらず、その欠員となった役員の所属する支部において、速やかに補欠の選定をしなければならない。ただし、第1項第1号に規定する会長に欠員が生じた場合は、第2項の規定により選定

する。

(顧問)

第8条 連盟の目的達成に資するため、連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮り委嘱する。

3 会長は、連盟の運営上重要な事項について、顧問に意見を求めることができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員の職務及び報酬)

第10条 会長は、連盟を代表し、その運営を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、職務を執行する。

4 監事は、連盟の会務及び会計を監査し、理事会に出席して必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 第7条第1項各号に規定する役員は、すべて無報酬とする。

(役員の解任)

第11条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(事務局及び職員)

第12条 連盟の事務を処理するため、事務局長その他職員(以下「幹事」という。)若干名を置くことができる。

2 事務局長及び幹事は、会長が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、連盟の事務及び職員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第4章 支部及び部会の設置等

(支部)

第13条 連盟は、各市町に支部を置くものとする。

2 各支部は、分会を置くことができる。

3 各支部は支部長を選任し、各分会は分会長を選任する。

4 支部及び分会の運営等は、当該支部又は分会の定めるところによる。

(支部交付金等)

第14条 連盟は、支部の事業経費に充てるため、次の各号に掲げる交付金及び補助金を事業年度(第23条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)ごとに各支部に交付するものとする。

- (1) 支部交付金
  - (2) 支部活動補助金
  - (3) 福祉事業補助金
- 2 前項に規定する交付金及び補助金の額は、その事業年度の初日における各支部の会員数(1号会員に限る。)に応じた額とし、毎事業年度予算で定める。

(女性部会)

第15条 女性会員相互の親睦及び第6条各号に規定する事業の円滑な推進を図るため、連盟に女性部会を設置する。

- 2 女性部会は、各支部から1人(高松市支部にあっては2人)の委員(女性会員に限る。)を選任し、その委員によって構成する。
- 3 女性部会に、委員の互選により、次の役員を置く。
- (1) 部会長 1人
  - (2) 副部会長 2人
- 4 部会長は、女性部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 部会長は、連盟の理事会又は総会に女性部会の代表として出席し、意見を述べることができる。
- 9 女性部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 会議

(総会)

第16条 総会は、代議員をもって構成し、定例総会と臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎事業年度終了後3月以内の期間において開催し、臨時総会は、必要あるとき会長が招集する。
- 3 代議員は、支部長又は分会長をもって充てるほか、総会を開催しようする日の属する事業年度の前事業年度の1月1日における分会等(分会を置いていない支部にあっては支部。以下この項及び次項において同じ。)の会員数が100人を超える分会等にあっては、その超える100人ごとに1人の代議員を選任するものとする。ただし、その代議員の数が、現に選任されている代議員の数より少ないときは、代議員から辞任の申出がない場合に限り、従前の代議員の数とすることができる。
- 4 前項の規定による代議員の選任方法は、それぞれ分会等の定めるところによる。
- 第17条 会長は、総会の議長となり、議事は、出席者の過半数をもってし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 18 条 代議員は、病気その他やむを得ない理由により総会に出席できないときは、他の会員を代理とすることができる。

第 19 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改廃
  - (2) 毎事業年度の決算
  - (3) 理事及び監事の選任又は解任
  - (4) その他連盟運営に関する重要な事項
- 2 会長は、前項の議決を要する事項で臨時急施を要するものを専決処分することができる。ただし、次の総会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。  
(理事会)

第 20 条 理事会は、すべての理事をもって構成し、必要あるとき会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、定数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会長は理事会の議長となり、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
  - (2) 総会において理事会に委任された事項
  - (3) 連盟の事業計画及び予算
  - (4) 規則、規程、細則その他の規定の制定、改正及び廃止
  - (5) 会長及び副会長の選定又は解任
  - (6) その他連盟の業務に関して、会長が必要と認めた事項
- 2 会長は、前項の規定による決議事項で臨時急施を要するものを専決処分することができる。ただし、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
- 3 会長は、理事会で決議した重要事項を次の総会において報告するものとする。  
(その他の会議)

第 22 条 会長が必要と認めたときは、正副会長会議及び支部長・分会長会議を開催し、連盟の施策等について審議することができる。

## 第 6 章 会計

(会計年度)

第 23 条 連盟の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 24 条 連盟を運営維持するための経費は、会費、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第 25 条 会員の会費は、年会費とし、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 号会員 毎年 4 月 1 日における受給年金額(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 76 条第 1 項各号の規定による退職等年金給付の額を除き、65 歳に達した者は、組合員期間に係る老齢基礎年金の額を含む。)に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額(100 円未満の端数は切捨て)とし、その額が 7,000 円を超える場合にあっては 7,000 円、2,000 円を下回る場合にあっては 2,000 円

(2) 2 号会員 0 円

(3) 3 号会員 会長が別に定める額。ただし、60 歳未満の者は 0 円

2 全国連合会から複数の年金を受給している者の前項第 1 号の適用について、同項第 1 号中「受給年金額」とあるのは、「老齢を給付事由とする年金(以下この項において「老齢年金」という。)を受給している場合にあっては老齢年金の受給年金額、老齢年金を受給していない場合にあっては先に受給権が発生した年金の受給年金額」とする。

3 第 1 項に規定する会員の会費は、会員となった日の属する事業年度の翌事業年度以降、毎事業年度の最初の支給期月の年金から控除を受けて納付する。ただし、3 号会員にかかる会費の納付方法については、会長が別に定める。

4 前項本文の規定による納付が困難な場合は、その事業年度分の会費は、免除する。

5 正当な理由なく会費を引き続き 2 事業年度分滞納した者は、会員の資格を失う。

6 会員が会費を納付した後において、脱退又は資格喪失により、会員でなくなったときは、会費は返戻しない。

## 第 7 章 その他

(書類の備付け)

第 26 条 連盟に次の書類を備え付けるものとする。

(1) 規約

(2) 個人情報保護管理規程

(3) 会員名簿

(4) 金銭出納簿

(5) 会議録

(雑則)

第 27 条 この規約に定めのないもので、運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。ただし、軽微な内容である場合は、理事会の議決を要しないものとする。

## 附 則

この規約は、昭和 41 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新規加入者の会費納入については、加入が 6 月以前の場合は 6 月支給期、6 月以降の場合は加入最初の支給期から差し引き納付するものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和 53 年 4 月 24 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日に会員である者のうち、昭和 53 年 3 月 31 日以前に第 8 条の 2 の規定に該当している者については、適用日に当該規定に該当した者とみなして同条の規定を適用する。
- 3 改正後の第 8 条の規定については、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 52 年度の補助金については、交付を受けた支部は除外する。

附 則

この規約は、昭和 57 年 4 月 23 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 60 年 4 月 19 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規約の改正前における各支部の代議員の数は、改正後の規定による代議員の数に達するまでは、なお従前の代議員数とする。

附 則

- 1 この規約は、昭和 61 年 4 月 25 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 事業年度途中の新規加入者の会費納入については、加入後最初の支給期の年金から差し引き納付するものとする。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 28 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 5 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 8 条の 2 の改正は、施行日に会員である者で施行日前に 99 歳に達している者については施行日において当該年齢に達したものとみなし同条の規定を適用する。

附 則

この規約は、平成 12 年 4 月 28 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 13 年 4 月 26 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 26 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 26 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 14 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 26 日(以下「施行日」という。)から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 24 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 30 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。ただし、改正後の第 23 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条の 2 の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

2 改正後の香川縣市町村職員退職者連盟規約の規定は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 25 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則



この改正は、平成 31 年 4 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 30 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正の適用の日（以下「適用日」という。）の前日に現に会員であった者で、適用日以後において第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当しないものは、適用日以後、第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当するまでの間、同項第 3 号に掲げる者として引き続き会員とする。
- 3 当分の間、第 14 条第 2 項中「各支部の会員数(1 号会員に限る。)に応じた額」とあるのは、「各支部の会員数に応じた額」とする。